

認定こども園制度の普及促進等に関する検討会（第2回）

平成20年5月30日（金）
15:00～16:00
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局大会議室（13階）

議 事 次 第

○議 事

- （1）認定こども園の実態調査の結果（案）について
- （2）その他

○配布資料

資料1 認定こども園制度の運用上の課題等に関する実態調査

資料2-1 認定こども園の改革について（平成20年5月23日経済財政諮問会議における有識者議員提出資料）

資料2-2 平成20年5月23日経済財政諮問会議 議事要旨（抄）

資料3 地方分権第一次勧告（平成20年5月28日地方分権改革推委員会決定）
（抄）

認定こども園制度の運用上の課題等に関する実態調査

1 調査の趣旨について

本件調査は、平成20年3月1日において認定こども園の認定を受けている施設等から、認定を受けるまでの手続きをはじめ、認定こども園制度の実態に係るアンケートを行うことにより、認定こども園制度の運用改善の検討に資することを目的に実施するものである。

2 調査内容について

(1) 認定を受けた施設に対する調査内容

- 認定を受けることを決めた理由
- 認定を受けて良かった点又は良くなかった点
- 認定を受けるまでの手続き等に関する問題点
- 今後、行政が取り組むべき課題

《幼保連携型及び保育所型の私立保育所につき》

- 保育料の設定方法、徴収方法
- 入所の選考基準の設定方法
- 直接契約によって生じた問題点

《幼保連携型の施設につき》

- 満3歳以上の保育に欠ける子どもに対する給食の外部搬入に関して不都合な点

(2) 認定を受けた施設を利用している保護者に対する調査内容

- 認定こども園の認知度
- 利用している施設が認定こども園の認定を受けたことに対する感想
- 認定こども園制度の推進に対する感想

(3) 都道府県に対する調査内容

- 認定こども園制度の普及啓発方法及び普及に当たっての課題
 - 国が検討すべき認定こども園制度の運用に係る問題点
 - 認定こども園制度の運用に当たり、都道府県として取り組むべき課題
- 《認定こども園の認定・認定申請数が見込みより少ない都道府県》
- 認定・認定申請数が見込みより少ない理由

(4) 認定を受けた施設のある市町村に対する調査内容

- 認定こども園制度の普及啓発方法及び普及に当たっての課題
- 国が検討すべき認定こども園制度の運用に係る問題点
- 都道府県が検討すべき認定こども園制度の運用に係る問題点
- 認定こども園制度の運用に当たり、市町村として取り組むべき課題

※ 上記に加え、認定こども園制度に対する御意見等を記述する自由記述欄がある。

平成20年3月5日

各都道府県認定こども園事務担当課長 殿

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

認定こども園のアンケート調査について（依頼）

日頃から認定こども園制度の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、幼保連携推進室においては、認定こども園制度の運用改善に資することを目的として、都道府県、市区町村、施設及び保護者の皆さまからご意見、ご感想等をいただき、現状を把握したいと考えております。

つきましては、別添1のとおり調査をさせていただきたいと思っております。各都道府県におかれましては、認定施設のある市区町村（政令市、中核市含む）及び認定を受けた施設（保護者含む）への調査依頼及び各回答票の取りまとめ（エクセル入力）をお願いいたします。

ご多忙中、大変恐縮ですが、平成20年3月31日（月）までに下記アドレスあてメールにてご提出願います。

添付書類

| | | |
|------|-------------------------------|------------|
| 別添1 | アンケート調査内容 | |
| 別添2 | 調査票Ⅰ（認定を受けた施設へのアンケート） | |
| 別添3 | 調査票Ⅱ（上記施設にかかる保護者へのアンケート） | |
| 別添4 | 調査票Ⅲ-1（都道府県へのアンケート） | |
| 別添5 | 調査票Ⅲ-2（認定を受けた施設がある市町村へのアンケート） | |
| 別添6 | 確認表 | エクセルファイル提出 |
| 別添7 | 回答票Ⅰ（調査票Ⅰに対する回答票） | エクセルファイル提出 |
| 別添8 | 回答票Ⅱ（調査票Ⅱに対する回答票） | エクセルファイル提出 |
| 別添9 | 回答票Ⅲ-1（調査票Ⅲ-1に対する回答票） | エクセルファイル提出 |
| 別添10 | 回答票Ⅲ-2（調査票Ⅲ-2に対する回答票） | エクセルファイル提出 |

事務担当・提出先

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

乃村、戎脇、大前

TEL 03-3595-2226

FAX 03-3595-2674

MAIL info@youho.org

アンケート調査内容

1. 調査内容

本件調査は、認定こども園制度の運用改善の検討に資することを目的とし、都道府県、市町村、施設及び保護者における認定こども園制度の運用実態及び意見等を把握する。

2. 調査対象

調査対象は、以下の①～④とします。

- ① 調査時点において認定こども園の認定を受けている施設（悉皆調査）
- ② ①の施設を利用している子どもの保護者（抽出調査）
- ③ 都道府県（悉皆調査）
- ④ ①の施設がある市区町村（悉皆調査）

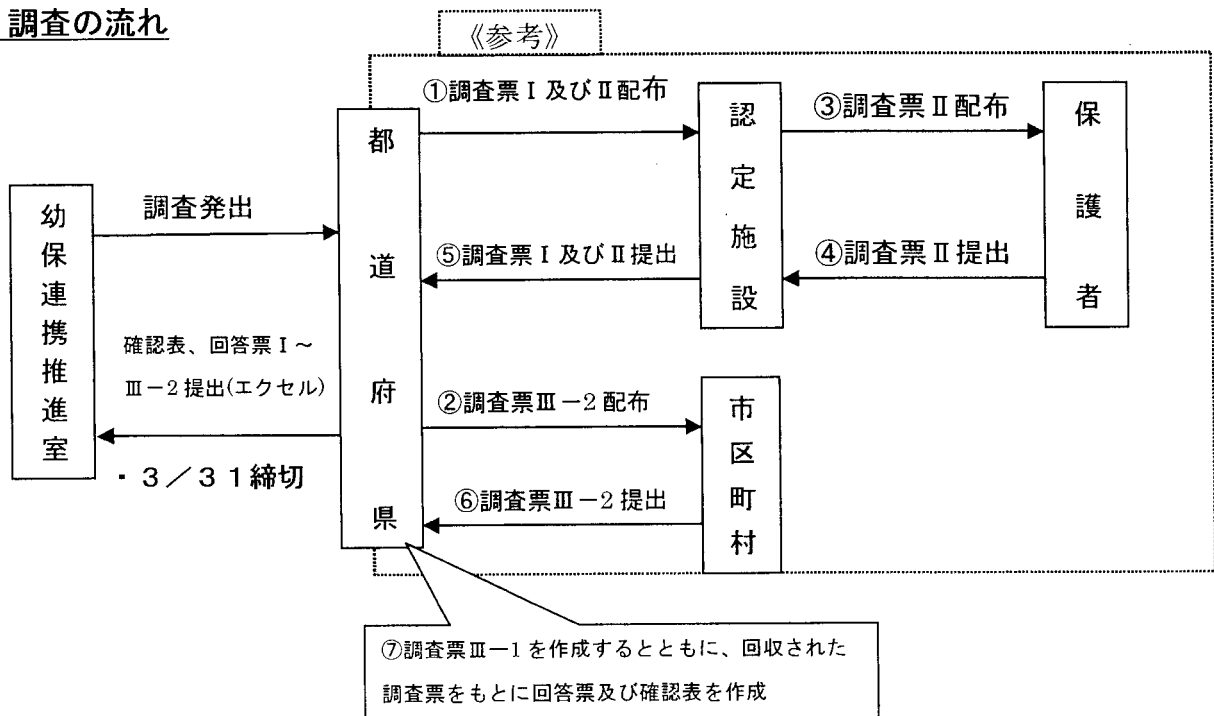
※②の保護者の抽出数等について

- ・①の各施設において概ね10名程度無作為抽出し、配布・回収してください。
- ・回収に際しては、保護者による自由な意見が提出されるよう、都道府県において、各保護者用の封筒を用意するなど特に配慮願います。

3. 調査時点

平成20年3月1日（土）

4. 調査の流れ



5. 提出期限

平成20年3月31日（月）

調 査 票 Ⅰ

(認定を受けた施設へのアンケート)

【本件調査の趣旨】

本件調査は、平成20年3月1日時点において認定こども園の認定を受けている施設を運営する皆様から、認定を受けるまでの手続きをはじめ、実際に認定を受けた後、施設を運営することを通じて感じている感想や御意見をいただくことにより、認定こども園制度の運用改善の検討に資することを目的に実施するものです。

つきましては、以下のアンケートに関して、皆様方の積極的な御協力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【事前記入事項】

下記アンケートに御回答いただく前に、下記の質問に対して必要事項を記入願います。

| 質 問 事 項 | 記 入 欄 |
|---|---|
| ① 施設が所在する都道府県 | 都 道 府 県 |
| ② 認定こども園の類型 | 型 |
| ③ 公立／私立の別 | 立の施設 |
| ④ 認定こども園の認定を受ける前の施設の種類について、右欄の項目の該当するもの全てに○を囲んでください | 幼稚園 、 認可保育所 認可外保育施設 、 新設 |

【質問】

問1. 認定を受けることを決めたのはどのような理由からですか。

[複数回答可 / 最大3つまで]

- ア 保護者の就労の有無にかかわらず、子どもを受け入れたかったため
- イ 教育活動を充実したかったため
- ウ 子育て支援活動を充実したかったため
- エ 新たな園児・入所児を募集したかったため
- オ 社会的な信用を得たかったため
- カ 新たな財政支援を受けたかったため
- キ 地方公共団体からの要請を受けたため
- ク 地域に待機児童解消のニーズがあったため
- ケ 子ども集団の適正な規模を確保・維持するため
- コ その他の理由〔記述式〕

[回答欄]

[上記欄で記入した選択肢について、具体的な理由等がありましたら、下記の欄に記述願います]

問2. 認定を受けたことについて、どのように感じていますか。

- ア 良かった (⇒ 問2-2へ)
- イ どちらかと言えば良かった (⇒ 問2-2へ)
- ウ どちらかと言えば良くなかった (⇒ 問2-3へ)
- エ 良くなかった (⇒ 問2-3へ)

[回答欄]

<問2で「ア 良かった」、「イ どちらかと言えば良かった」と回答した施設のみ下記質問に回答願います>

問2-2. 認定を受けて「良かった」と考えることは、どのような点ですか。

〔複数回答可／最大3つまで〕

- ア 保護者の就労の有無にかかわらず、子どもを受け入れることができたこと
- イ 子育て支援活動を充実させることができたこと
- ウ 新たな園児・入所児を募集することができたこと
- エ 社会的な信用を得ることができたこと
- オ 新たな財政支援を受けることができたこと
- カ 地方公共団体からの要請に応えることができたこと
- キ 地域の待機児童解消のニーズに応えることができたこと
- ク 子ども集団の適正な規模を確保・維持することができたこと
- ケ その他の理由〔記述式〕

[回答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[上記欄で記入した選択肢について、具体的な理由等がありましたら、下記の欄に記述願います]

| |
|--|
| |
|--|

<問2で「ウ どちらかと言えば良くなかった」、「エ 良くなかった」と回答した施設のみ下記質問に回答願います>

問2-3. 認定を受けて「良くなかった」と考えることは、どのような点ですか。

[回答欄]

| |
|--|
| |
|--|

問3. 認定を受ける際の準備段階において、スムーズに認定を受けることができましたか。

- ア 問題はなかった
- イ 問題があった

[回答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[上記欄で「イ」を記入した場合、その理由を下記選択肢から選択願います]

[複数回答可／最大3つまで]

- a 制度やその手続きの周知が不徹底であった
- b 申請書類が膨大であった
- c 手続きが煩雑であった
- d 幼稚園、或いは認可保育所の認可が取れなかった
- e 都道府県の担当部局（幼稚園担当部局と保育担当部局）の連携が不足していた
- f 市町村の担当部局（幼稚園担当部局と保育担当部局）の連携が不足していた
- g 都道府県と市町村の連携が不足していた
- h その他の理由〔記述式〕

[回答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[上記欄で記入した選択肢について、具体的な理由等がありましたら、下記の欄に記述願います]

| |
|--|
| |
|--|

問4. 今後、「行政(国、都道府県、市町村)」が取り組むべき課題として、どのようなものがあると考えていますか。[複数回答可/最大3つまで]

- ア 申請手続きの簡素化に努めるべき
- イ 申請手続きの際や認定後も、施設からの相談に対応すべき
- ウ 会計事務処理の簡素化に努めるべき
- エ 財産処分の手続きの簡素化に努めるべき
- オ 行政による監査事務の改善に努めるべき
- カ 財務状況の改善につながるような方策を検討すべき
- キ 文部科学省と厚生労働省の担当部局間の連携強化に努めるべき
- ク 都道府県の担当部局間（幼稚園担当部局と保育担当部局）の連携強化に努めるべき
- コ 都道府県と市町村の担当部局間の連携強化に努めるべき
- サ 市町村の担当部局間（幼稚園担当部局と保育担当部局）の連携強化に努めるべき
- シ 制度の普及啓発活動に努めるべき
- ス その他の理由〔記述式〕
- ソ 特にない又は分からない

[回答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[上記欄で記入した選択肢について、具体的な理由等がありましたら下記の欄に記述願います]

| |
|--|
| |
|--|

《※以下の質問は、幼保連携型、保育所型の私立保育所のみ回答》

問5. 保育に欠ける子どもの保育料はどのような方法で設定していますか。

- ア 市町村の徴収基準額と同一に設定
- イ 施設が独自に設定

[回答欄]

[上記欄で「イ」を記入した場合、設定方法を具体的に記述願います]

問5-2. 保育料の徴収はどのように実施していますか。

- ア 新たに事務職員を雇用して実施
- イ 既存の職員で対応
- ウ 外部に徴収を委託

[回答欄]

問5-3. 保育に欠ける子どもの入所申込みが定員を超えた場合は、選考基準はどのように設定していますか。

- ア 市町村の選考基準と同一に設定
- イ 施設が独自に設定

[回答欄]

[上記欄で「イ」を記入した場合、選考基準を具体的に記述願います]

| |
|--|
| |
|--|

問5-4. 直接契約により、保育料の設定や入所児童の選考を保育所が行うこととなったことで、問題は生じたか。

- ア 問題はなかった
- イ 問題があった

[回答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[上記欄で「イ」を記入した場合、問題点を具体的に記述願います]

| |
|--|
| |
|--|

《※以下の質問は、幼保連携型の施設のみ回答》

問6. 満3歳以上の保育に欠ける子どもに対する給食の外部搬入方式を導入していますか。

- ア 特区の認定を受けて、導入している
- イ 特区の認定を受けないで、導入している
- ウ 導入していない

[回答欄]

<問6で「ア 特区の認定を受けて、導入している」、「イ 特区の認定を受けないで、導入している」と回答した施設のみ下記質問に回答願います>

問6-2. 給食の外部搬入を実施していることで、給食の提供に関し不都合を感じたことはありますか。

- ア ある (⇒ 問6-3へ)
- イ どちらかといえばある (⇒ 問6-3へ)
- ウ どちらかといえばない
- エ ない

[回答欄]

<問6-2で「ア ある」、「イ どちらかといえばある」と回答した施設のみ下記質問に回答願
います>

**問6-3. 給食の提供に関し不都合と感じたことは、どのような点ですか。〔複数回答
可/最大3つまで〕**

- ア メニューが画一化した
- イ 味が悪くなった、残食が多くなった
- ウ コストが余計にかかった
- エ アレルギー児への給食についての対応が困難である
- オ 体調不良時に、個々の体調に合わせて、調理することがむずかしい
- カ 子どもの成長段階に即した食事内容とすることができない
- キ その他〔記述式〕

〔回答欄〕

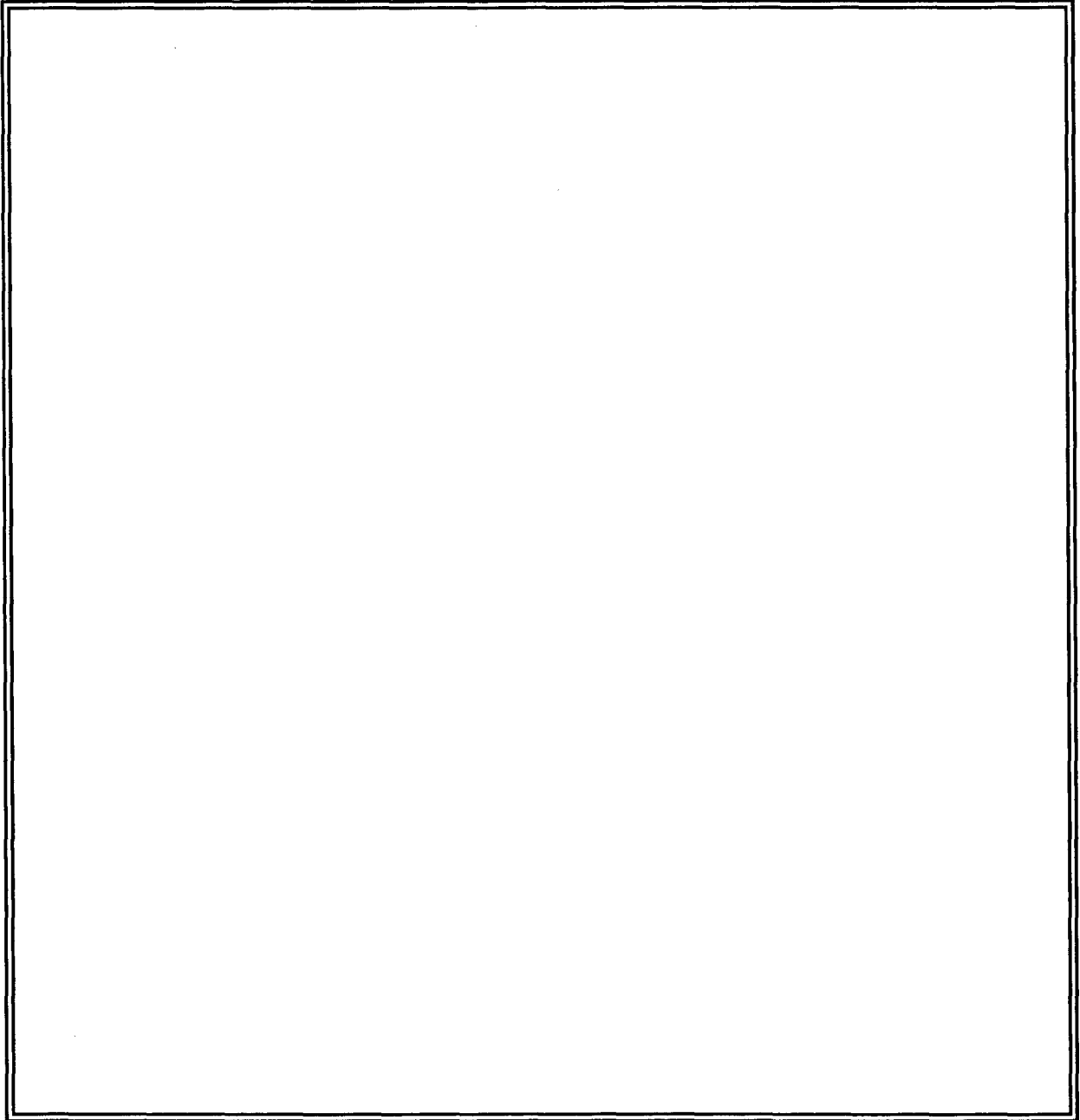
| |
|--|
| |
|--|

〔上記欄で記入した選択肢について、具体的な理由等がありましたら、下記の欄に記述願います〕

| |
|--|
| |
|--|

最後に、認定こども園制度に対する御意見や日頃気になっていることなどございましたら、下記の欄に自由に記入願います。

[記入欄]

A large empty rectangular box with a double-line border, intended for handwritten input. It occupies the central portion of the page.

本件アンケートにご協力いただきまして、
誠にありがとうございました。

調 査 票 Ⅱ

(認定を受けた施設にお子さんを通わせる保護者へのアンケート)

【本件調査の趣旨】

本件調査は、平成20年3月1日時点において認定こども園の認定を受けている施設を利用している子どもの保護者の皆様から、実際に認定こども園を利用する中で日頃感じている感想や御意見等をいただき、認定こども園制度の運用改善の検討に資することを目的に実施するものです。

つきましては、以下のアンケートに関して、皆様方の積極的な御協力をいただけますようお願い申し上げます。

【事前記入事項】

下記アンケートに御回答いただく前に、下記の質問に対して必要事項を記入願います。

| 質 問 事 項 | 記 入 欄 |
|---|---------|
| ① お子さんの年齢 (注) 兄弟姉妹が同時に通園されている場合は、それぞれの年齢を御記入願います。 | _____ 歳 |
| ② 保護者の就業状況 いずれか該当する番号を選んで下さい。 1 共働き世帯 (単親世帯を含む) 2 1以外の世帯 | _____ |

【質問】

問1. 「認定こども園制度」は、我が国の家族や地域を取り巻く環境の変化等に対応するため、

○ 小学校入学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れて、幼稚園が提供する教育機能と保育所が提供する保育の機能をともに提供する

○ すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供など、地域における子育て支援を行う

施設を認定する制度ですが、「認定こども園制度」がこのような制度であることを知っていますか。

ア 知っている (⇒ 問2へ)

イ 「認知こども園」の名前は聞いたことがあるが、
そのような制度であることは知らなかった (⇒ 問3へ)

ウ 「認定こども園」について全く知らなかった (⇒ 問3へ)

[回答欄]

<問1で「ア 知っている」と回答した方のみ下記質問に回答願います>

問2. お子さんが通われている施設が「認定こども園」の認定を受けたことについて、どのように感じていますか。

ア 評価している (⇒ 問2-2へ)

イ どちらかと言えば評価している (⇒ 問2-2へ)

ウ どちらかと言えば評価しない (⇒ 問2-3へ)

エ 評価しない (⇒ 問2-3へ)

[回答欄]

<問2で「ア 評価している」「イ どちらかと言えば評価している」と回答した方のみ下記質問に回答願います>

問2-2. 「評価している」と考えるのは、どのような点ですか。

〔複数回答可／最大3つまで〕

- ア 保護者の就労の有無や就業状況にかかわらず、施設が利用できること
- イ 家庭の事情等にあわせて保育時間が柔軟に選べること
- ウ 教育活動が充実していること
- エ 幅広い異年齢間の交流が確保されていること
- オ 子育て支援活動（例：相談活動、情報提供、施設開放、親子の集い、一時保育、保護者間の情報交換の場など）が充実していること
- カ 給食が提供されるようになったこと
- キ その他の理由〔記述式〕

〔回答欄〕

| |
|--|
| |
|--|

〔上記欄で「キ」を記入した場合、その理由を下記の欄に記述願います〕

| |
|--|
| |
|--|

<問2で「ウ どちらかと言えば評価しない」、「エ 評価しない」と回答した方のみ下記質問に回答願います>

問2-3. 認定を受けて「評価しない」のは、どのような点ですか。〔記述式〕

〔回答欄〕

| |
|--|
| |
|--|

<問1で「イ 名前は聞いたことがある」、「ウ 知らない」と回答した方のみ下記質問に回答願います>

問3. 問1に記載した認定こども園制度について、どのように考えますか。

- ア 今後とも推進していくべき
- イ 推進していく必要はない
- ウ わからない

[回答欄]

本件アンケートにご協力いただきまして、
誠にありがとうございました。

調 査 票 Ⅲ-1

(都道府県へのアンケート)

【本件調査の趣旨】

本件調査は、認定こども園の認定事務を行うことになっている都道府県担当部局の皆様から、認定こども園制度の普及活動をはじめ、認定に向けた申請審査など実際の制度の運用を通じて感じている感想や御意見等をいただき、認定こども園制度の運用改善の検討に資することを目的に実施するものです。

つきましては、以下のアンケートに関して、皆様方の積極的な御協力をいただけますようお願い申し上げます。

【事前記入事項】

下記アンケートに御回答いただく前に、下記の質問に対して必要事項を記入願います。

| 質 問 事 項 | 記 入 欄 |
|---|--|
| ① 都道府県名 | 都、道、 府、県 |
| ② 認定こども園の有無 | 有 / 無 |
| ③ 上記で「有」と回答した都道府県において、平成20年3月1日付現在の認定件数 | ・ 幼保連携型 _____ 件 (公立 _____ 件 / 私立 _____ 件) ・ 幼稚園型 _____ 件 (公立 _____ 件 / 私立 _____ 件) ・ 保育所型 _____ 件 (公立 _____ 件 / 私立 _____ 件) ・ 地方裁量型 _____ 件 (公立 _____ 件 / 私立 _____ 件) 合 計 _____ 件 (公立 _____ 件 / 私立 _____ 件) |

(注)なお、平成19年8月1日以降に認定を受けた施設のうち未だ認定アンケートを提出していない施設がある場合は、今回のアンケート調査に併せて幼保連携推進室まで提出願います。

【質問】

問1 . 認定こども園制度の普及啓発を図るための活動として行っているものは何ですか。〔複数回答可／最大3つまで〕

- ア 市町村向け、施設向けの説明会の実施
- イ 都道府県の公式ホームページへの掲載
- ウ 都道府県が発行する広報誌への掲載
- エ 国が作成したパンフレットの配布
- オ 都道府県独自で作成したパンフレット等の配布
- カ その他の活動〔記述式〕
- キ 特に行っていない

〔回答欄〕

| |
|--|
| |
|--|

〔上記欄で「カ」を記入した場合、その理由を下記の欄に記述願います〕

| |
|--|
| |
|--|

問2. 認定こども園制度の周知、普及に当たっての課題は何だと考えますか。〔記述式〕

〔回答欄〕

| |
|--|
| |
|--|

問3. 国が検討すべき認定こども園制度の運用に当たっての問題としては、どのようなものがあると考えますか。〔複数回答可／最大3つまで〕

- ア 申請手続きが煩雑であること
- イ 会計事務処理が複雑であること
- ウ 財産処分の手続きが複雑であること
- エ 行政による監査が多いこと
- オ 認定こども園に対する財政的支援が十分でないこと
- カ 文部科学省と厚生労働省の間の連携が少ないこと
- キ 制度の普及啓発活動が少ないこと
- ク その他の理由〔記述式〕
- ケ 特にない又は分からない

〔回答欄〕

| |
|--|
| |
|--|

〔上記欄で記入した選択肢について、具体的な理由や問題解決に向けての具体的な提案等がありましたら下記の欄に記述願います〕

| |
|--|
| |
|--|

問4. 認定こども園制度の運用に当たり、都道府県として取り組むべき課題には、どのようなものがあると考えますか。〔複数回答可／最大3つまで〕

- ア 制度の普及啓発活動を積極的に行うこと
- イ 申請に対する審査事務をスムーズに進めること
- ウ 都道府県独自の財政的支援を行うこと
- エ 行政による監査が施設の負担とならないようにすること
- オ 現場に近い市町村との間で連携を深めること
- カ その他の理由〔記述式〕
- キ 特になし又は分からない

〔回答欄〕

| |
|--|
| |
|--|

〔上記欄で記入した選択肢について、具体的な理由等がありましたら下記の欄に記述願います〕

| |
|--|
| |
|--|

《※以下の質問は、平成19年4月1日現在における平成19年度中の申請見込み件数と、現在の認定及び認定申請状況を比較し、認定・認定申請数が見込みよりも少ない都道府県のみ回答》

問5. 認定が行われていない、あるいは認定・認定申請数が見込みよりも少ないのは何故ですか。〔複数回答可／最大3つまで〕

- ア 認定を希望する施設がないため
- イ 認定を希望する施設はあるが、認定基準に適合しないため
(以下のうち該当するものすべてを選んで下さい)
 - イー① 職員配置の基準に適合しない
 - イー② 施設設備の基準に適合しない
 - イー③ 教育・保育の内容や子育て支援の内容の基準に適合しない
 - イー④ その他
- ウ 幼保一体化施設が既に定着しているため
- エ 認定こども園を推奨するための財政的支援が手薄であるため
- オ 施設の制度の内容への理解が低いため
- カ 地域住民の間における制度の知名度が低く、施設選択の際のポイントになっていないため
- キ その他の理由〔記述式〕

[回答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[上記欄で記入した選択肢について、具体的な理由等がありましたら、下記の欄に記述願います]

| |
|--|
| |
|--|

<認定を受けた施設がある都道府県のみ回答願います>

文部科学省・厚生労働省の幼保連携推進室では、「認定こども園制度」の更なる普及啓発に向け、既に認定を受けた施設の中で、教育・保育活動の充実はもとより、子育て支援活動などにおいて、地域住民の方々から高い評価を受けているような施設の実践的な取り組みを、国のパンフレットやホームページに掲載することなどを通じて広く紹介することで、他の地方公共団体、施設、保護者などの関係者に示し、当該制度の活用に資するような情報提供を行っていきたいと考えています。

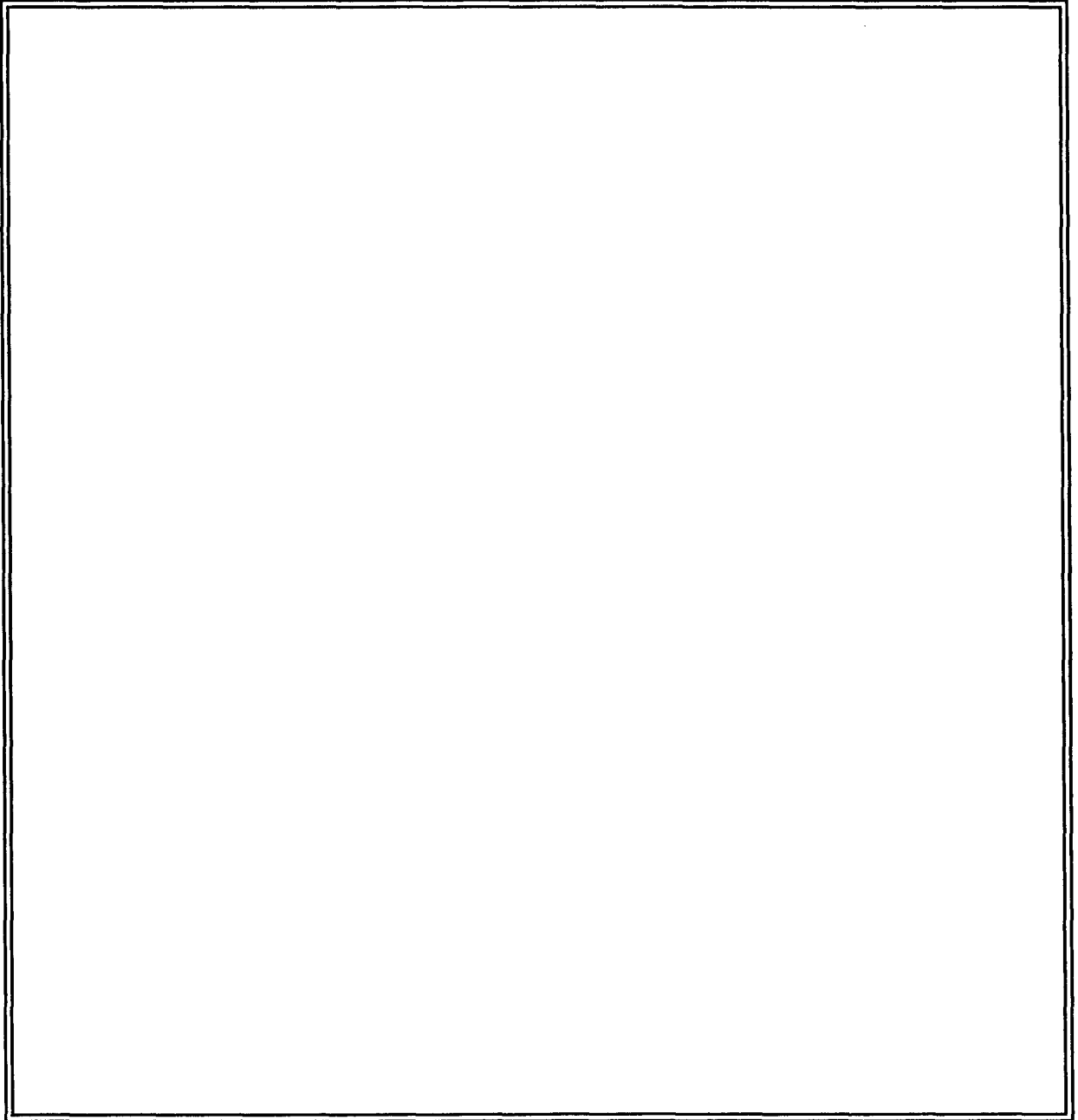
つきましては、貴都道府県管轄内において認定された施設の中で、他の関係者の方々から今後の参考とできるようなものがありましたら、下記の様式に従い、ぜひ積極的にご推薦いただけますようお願いいたします。

| | |
|------------------|---------------------------|
| 施設名 (類型/施設長名) | |
| 住所 | |
| 連絡先 | (電話) (FAX) (e-mail) |
| 特筆すべき 主な活動内容 | |
| 備考 | |

(注) このほか、参考となるようなパンフレット、広報誌などがありましたら、本様式と併せて、幼保連携推進室に2部お送り願います。

最後に、認定こども園制度に対する御意見や日頃気になっていることなどございましたら、下記の欄に自由に記入願います。

[記入欄]

A large empty rectangular box with a double-line border, intended for handwritten input of opinions or comments regarding the designated kindergarten system.

本件アンケートにご協力いただきまして、
誠にありがとうございました。

調 査 票 Ⅲ-2

(認定こども園の認定を受けた施設がある市町村へのアンケート)

【本件調査の趣旨】

本件調査は、認定こども園の認定を受けた施設がある市町村の皆様から、認定こども園制度の運用を通じて感じている感想や御意見等をいただき、認定こども園制度の運用改善の検討に資することを目的に実施するものです。

つきましては、以下のアンケートに関して、皆様方の積極的な御協力をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。

【事前記入事項】

下記アンケートに御回答いただく前に、下記の質問に対して必要事項を記入願います。

| 質 問 事 項 | 記 入 欄 |
|---------|----------------|
| ① 市町村名 | 市 町 村 _____ |

【質問】

問1 . 認定こども園制度の普及啓発を図るための活動として行っているものは何ですか。〔複数回答可／最大3つまで〕

- ア 施設向け、住民向けの説明会の実施
- イ 市町村の公式ホームページへの掲載
- ウ 市町村が発行する広報誌への掲載
- エ 国が作成したパンフレットの配布
- オ 市町村独自で作成したパンフレット等の配布
- カ その他の活動〔記述式〕
- キ 特に行っていない

〔回答欄〕

| |
|--|
| |
|--|

〔上記欄で「カ」を記入した場合、その理由を下記の欄に記述願います〕

| |
|--|
| |
|--|

問2. 認定こども園制度の周知、普及に当たっての課題は何だと考えますか。

〔回答欄〕

| |
|--|
| |
|--|

問3. 国が検討すべき認定こども園制度の運用に当たっての問題としては、どのようなものがあると考えますか。〔複数回答可／最大3つまで〕

- ア 申請手続きが煩雑であること
- イ 会計事務処理が複雑であること
- ウ 財産処分の手続きが複雑であること
- エ 行政による監査が多いこと
- オ 認定こども園に対する財政的支援が十分でないこと
- カ 文部科学省と厚生労働省の間の連携が少ないこと
- キ 制度の普及啓発活動が少ないこと
- ク その他の理由〔記述式〕
- ケ 特になし又は分からない

[回答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[上記欄で記入した選択肢について、具体的な理由等がありましたら下記の欄に記述願います]

| |
|--|
| |
|--|

問3-2. 都道府県が検討すべき認定こども園制度の運用に当たっての問題としては、どのようなものがあると考えますか。〔複数回答可／最大3つまで〕

- ア 申請手続きが煩雑であること
- イ 会計事務処理が複雑であること
- ウ 財産処分の手続きが複雑であること
- エ 行政による監査が多いこと
- オ 都道府県独自の財政的支援がないこと又は少ないこと
- カ 現場に近い市町村との間で連携を深めること
- キ 制度の普及啓発活動が少ないこと
- ク その他の理由〔記述式〕
- ケ 特にない又は分からない

[回答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[上記欄で記入した選択肢について、具体的な理由等がありましたら下記の欄に記述願います]

| |
|--|
| |
|--|

問3-3. 認定こども園制度の運用に当たり、市町村として取り組むべき課題には、どのようなものがあると考えますか。〔複数回答可／最大3つまで〕

- ア 制度の普及啓発活動を積極的に行うこと
- イ 市町村独自の財政的支援を行うこと
- ウ 行政による監査が施設の負担とならないようにすること
- エ 認定を行う都道府県との間で連携を深めること
- オ その他の理由〔記述式〕
- カ 特になし又は分からない

[回答欄]

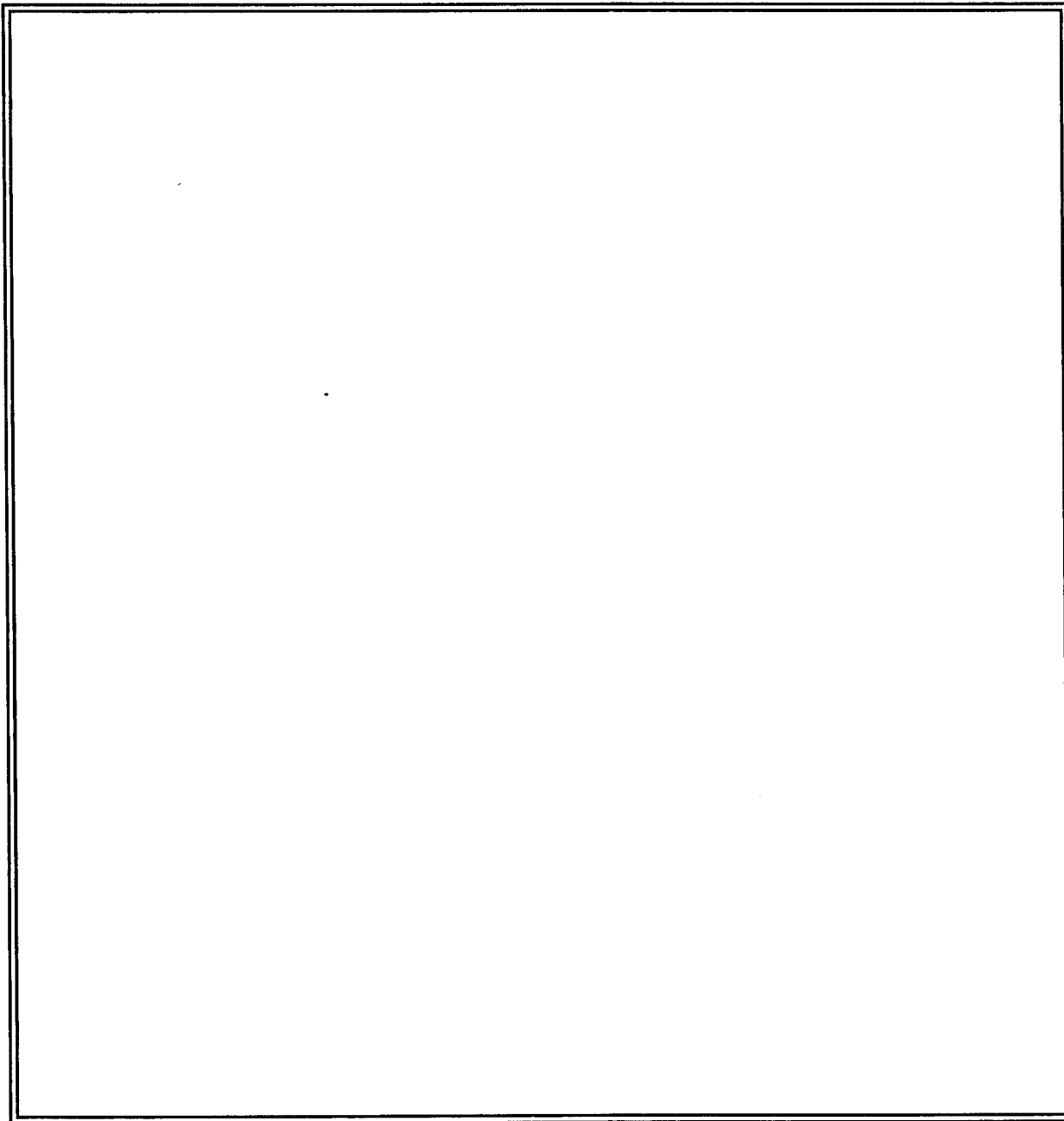
| |
|--|
| |
|--|

[上記欄で記入した選択肢について、具体的な理由等がありましたら下記の欄に記述願います]

| |
|--|
| |
|--|

最後に、認定こども園制度に対する御意見や日頃気になっていることなどございましたら、下記の欄に自由に記入願います。

[記入欄]

A large empty rectangular box with a double-line border, intended for handwritten or typed comments regarding the survey.

本件アンケートにご協力いただきまして、
誠にありがとうございました。

認定こども園の改革について

平成20年5月23日

伊藤 隆 敏

丹羽 宇 一 郎

御手洗 富士夫

八 代 尚 宏

新雇用戦略は、4月23日の諮問会議で示された“舛添プラン”に沿って具体的な検討を進められつつある。その中で、解決しておくべき重要な論点が、認定こども園の改革である。認定こども園は、「幼保一元化」の方策として導入されたが、その数は全国で229ヶ所(平成20年4月1日現在)にとどまり、整備スピードは遅い。その原因は、厚生労働省と文部科学省の「二重行政」にある。以下のように、解消が急務である。

1. 「二重行政」の問題

◆ 補助金の“相互不可侵”

- 認定こども園は、「保育」と「幼児教育」の機能を併せ持つはず
- しかし、「保育所型」(保育所から転換)は厚生労働省、「幼稚園型」は文部科学省からしか補助を受けられない「相互不可侵」の取扱いで、連携が進んでいない
- 保育所型に付加された幼児教育的機能や、幼稚園型に付加された保育的機能には、国の予算が付かない結果に。

◆ 手続き・監査の“重複”

- 「幼保連携型」(認可保育所・幼稚園の基準を満たすタイプ)は、保育予算と教育予算両方の補助が受けられる
- しかし、厚生労働省、文部科学省の2つの所管官庁に対し、認定、補助金申請、会計処理、監査等で二重の対応が必要。

2. 解決の方向性

「二重行政」の解消のために、次の方策を提案する。厚生労働省及び文部科学省は、問題の解決策を早急に検討し、21年度予算編成に間に合うよう結論を出すべきである。

➤ 「こども交付金」の導入

- 厚生労働省と文部科学省の予算を統合した「こども交付金」を

導入し、認定こども園（保育所型や幼稚園型を問わない）に助成する自治体に対し、包括的な交付金として交付する。

- 財源は、既存の保育予算、教育予算の一部を振り替えるほか、予算全体の中で考える必要がある
- 助成要件は、既存施設の活用が図られるよう、設置の実態を踏まえ大幅な緩和を図る。

➤ 「手続き・監査窓口」の一本化

- 国及び地方自治体における交付金の申請窓口や監査部署を一本化し、統合的運用を行う。

➤ 「共同推進本部」の設置

- 認定こども園の整備推進のため、厚生労働省と文部科学省が共同で推進本部（大臣をトップとする）を設置し、密接な連携をとって対策を進める。

なお、放課後子どもサービスについても同様の問題が生じている。現場の声を十分に聞き、上記のような解決策を検討すべきである。

平成 20 年第 13 回経済財政諮問会議議事要旨 (認定こども園部分抜粋)

(開催要領)

1. 開催日時：2008 年 5 月 23 日(金) 17:30～19:02
2. 場 所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

| | | |
|------|-----------|----------------------------------|
| | 福 田 康 夫 | 内閣総理大臣 |
| 議長 | 町 村 信 孝 | 内閣官房長官 |
| 議員 | 大 田 弘 子 | 内閣府特命担当大臣(経済財政政策) |
| 同 | 増 田 寛 也 | 総務大臣 |
| 同 | | 内閣府特命担当大臣(地方分権改革) |
| | | 地方再生担当大臣 |
| 同 | 額 賀 福志郎 | 財務大臣 |
| 同 | 甘 利 明 | 経済産業大臣 |
| 同 | 白 川 方 明 | 日本銀行総裁 |
| 同 | 伊 藤 隆 敏 | 東京大学大学院経済学研究科教授 (兼) 公共政策大学院教授 |
| 同 | 丹 羽 宇 一 郎 | 伊藤忠商事株式会社取締役会長 地方分権改革推進委員会委員長 |
| 同 | 御手洗 富士夫 | キヤノン株式会社代表取締役会長 |
| 同 | 八 代 尚 宏 | 国際基督教大学教養学部教授 |
| 臨時議員 | 渡 海 紀三朗 | 文部科学大臣 |
| 同 | 舛 添 要 一 | 厚生労働大臣 |
| 同 | 上 川 陽 子 | 内閣府特命担当大臣(少子化対策担当) |

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 「新雇用戦略」について(認定こども園)
 - (2) 金融・資本市場の競争力強化について(公的年金基金)
 - (3) 地方分権改革・地方再生について
 - 1) 地方分権改革
 - 2) 地方再生
 - (4) 経済成長戦略案について
3. 閉 会

(説明資料)

- 認定こども園の改革について(有識者議員提出資料)
- 認定こども園制度について(舛添臨時議員・渡海臨時議員提出資料)
- ガバナンスと体制を整えて、国民に有利な公的年金基金運用を(有識者議員提出資料)
- 厚生年金・国民年金の積立金運用について(舛添臨時議員提出資料)
- 丹羽地方分権改革推進委員会委員長提出資料(概要)
- 地方分権の実現に向けて(有識者議員提出資料)
- 地方の元気が日本の力((第1)地域の定住・自立を支える取組について)

(増田議員提出資料)

○地方の元気が日本の力 ((第2) 平成21年度に向けた地域活性化の取組)

(増田臨時議員提出資料)

○人口減少を正面から受け止めて“まちの再設計”を (有識者議員提出資料)

○新たな発想で経済成長を続ける日本をめざして (有識者議員提出資料)

○「新たな経済成長戦略」について (甘利議員提出資料)

○経済成長とICT (増田議員提出資料)

(配布資料)

○グローバル化改革専門調査会第二次報告

(伊藤グローバル化改革専門調査会会長提出資料)

○丹羽地方分権改革推進委員会委員長提出資料 (参考資料)

○地方の元気が日本の力 (参考資料) (増田議員提出資料)

○「アジア経済・環境共同体」構想について (参考資料) (甘利議員提出資料)

○「アジア経済・環境共同体」構想 (甘利議員提出資料)

○業種別生産性向上プログラム

(内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

○「先端医療開発特区」(スーパー特区)の創設について (舛添臨時議員提出資料)

○革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略 (改定) (舛添臨時議員提出資料)

(概要)

○「新雇用戦略」について (認定こども園)

(八代議員) 民間議員ペーパー「認定こども園の改革について」を説明する。

新雇用戦略は、4月23日の経済財政諮問会議で示された“舛添プラン”に沿って具体的な検討が進められつつある。その中で、解決しておくべき重要な論点が、認定こども園の改革である。認定こども園は「幼保一元化」の方策として導入されたが、その数は全国で229か所にとどまっている。その原因は、やはり厚生労働省と文部科学省の「二重行政」にあると考える。

第1は、補助金の“相互不可侵”の問題。認定こども園は「保育」と「幼児教育」の機能を併せ持つはずであった。しかし、現実には「保育所型」と「幼稚園型」というものが、それぞれ厚労省、文科省からしか補助を受けられない「相互不可侵」の取扱いで、連携が十分に進んでいない。保育所型に付加された幼児教育的機能や、幼稚園型に付加された保育的機能には、国の予算が付かない結果になっている。

第2は、手続・監査の“重複”。「幼保連携型」は保育予算と教育予算両方の補助が受けられることになっているが、現実には厚労省、文科省の2つの所管官庁に対して、認定、補助金申請、会計処理、監査等で二重の対応が必要で、別々の書類をつくらなければいけない。

解決の方向性としては、次のとおり。厚労省及び文科省は、問題の解決策を早急に検討し、平成21年度予算編成に間に合うように結論を出していただきたい。

1つ目は「こども交付金」の導入。厚労省と文科省の予算を統合した「こども交付金」を導入し、認定こども園に助成する自治体に対して、包括的な交付金として交付する。その財源は、既存の保育予算、教育予算の一部を振り替えるほか、予算全体の中で考える必要がある。なお、この場合の助成要件は、既存施設の活用が図られるよう、設置の実態を踏まえ大幅な緩和を図る。正確に言えば、保育所、幼稚園の規制の緩い方に合わせる。高い方に合わせると意味がない。

2つ目は「手続き・監査窓口」の一本化。国及び地方自治体における交付金の申請窓口や監査部署を一本化し、統合的に運用を行う。

3つ目は「共同推進本部」の設置。認定こども園の整備推進のため、厚労省と文科省が共同で、大臣をトップとする推進本部を設置し、密接な連携を取って対策を進める。

なお、放課後子どもサービスについても同様の問題が生じている。現場の声を十分に聞き、上記のような解決策を検討すべきである。

「幼保一元化」は長年の課題であり、現に困っている人がたくさんいる。福田内閣で解決のために第一歩を進めなければならない。認定こども園はその突破口であり、民間議員提案の方向で早急に対応いただきたい。同時に、放課後子どもサービスへの対処、更には自主的な措置制度など、保育サービスに対する規制の在り方そのものの見直しなど、抜本的な改革を進めていただきたい。

(舛添臨時議員) 資料「認定こども園制度について」についてコメント的にさっと申し上げる。認定こども園については非常に評価が高いので、今後、更に発展させたい。今、寄せられているさまざまな課題について調査結果をまとめている。7月末ぐらいを目途に必要な改善策をまとめたい。

最後のページ「認定こども園への評価、今後の推進方策」。アンケートの調査もあり、今申し上げたように7月を目途にまとめ、これから様々な問題について渡海臨時議員とともに分析・検討し、国民の期待に応えられるような形にしたい。

また、認定こども園を推進していくに当たって、自治体の認可を取りやすくするとか、都道府県と市町村の連携を円滑にしていくというような自治体側の取組も必要だ。

それから、今、八代議員から話のあった「こども交付金」のことはよく理解できる。そういう形で努力したいが、どうしても「こども交付金」については追加財源が要るので、このことは申し上げておきたい。

(町村議員) 「こども交付金」はどこに主体を置く方がいいのか。

(八代議員) 両方の省である。厚労省と文科省の予算があるので、それを一本化し、それぞれ自分の予算は元どおり置いておく。どこか第3の省庁に置くということではない。両方の省の予算を統合しているということ。幼稚園に付いた保育機能、保育所に付いた教育機能に対しては予算が出せないために、それを出せるようにする必要があるということだ。

(舛添臨時議員) 正確に言うと、幼稚園は、3～5歳児については預かり保育の補助は出るが、0～2歳児の受入は補助がない。

それから、保育所は保育に欠けるといえるのか、働いてお母さんがいないのではなく、ちゃんと自宅で保育ができるのに来る場合について、来てもらってもよいわけだが、それに対する補助がない。こういうところはどうしても新たな財源のことを考えないといけない。地方の裁量でやるところは全く国の補助がないというのが今の財源的な構成だ。

(丹羽議員) 財源的には、両省の財源を合わせてもうまくいかないのか。足りないのか。

(渡海臨時議員) 資料を用意しておらず私の手持ち資料での説明となり申し訳ないが、認定こども園というのは4種類のタイプがあり、今、舛添臨時議員が話されたのは地方裁量型というものである。

それで、その部分をどちらからでも出せるようにするためには新たな財源が必要である。こういうことを舛添臨時議員は話されている。

従来から出しているお金は、認定こども園にそのまま持って行って一元化するという事は、この提案にもあるし、大いに結構だが、それで結局、「ここまで出そう」ということになると、今、ある幼稚園の費用を削るとか、保育園の費用を削るとかをやらないとできない。こういうことを舛添大臣は話されていた。

(丹羽議員) 平成18年にできた認定こども園の実施法には、文科省令と厚労省令というものがある。それに基づいて、事務と会計が別々であるが、運用状況を都道府県に報告するという義務がある。この省令を変えないと、実際問題として動かない。省令に基づいてやっているから、この省令を一本化しなければいけない。そこに大きなネックがある。

だから、一番大事なことは、まず文科省と厚労省が、この省令の一本化を図ることであると思う。次に両者が協議の上で、どれぐらいの費用が本当に必要なかを調べる。ほんのわずかな金額なのか、大変な金額がかかるのかによっては対応の仕方が違ってくる。だから、その辺のところを、両者協議会をつくって早急にやっていただく必要があるのではないか。

なぜ申し上げるかという点、地方分権改革推進委員会でも平成20年度中に両省が改善策を検討して実施に着手をするというふうをお願いをしているし、「二重行政」の廃止と一本化についても20年度中に結論を得るということで両省の幹部の方をお願いして、そういう方向で検討していただくことになっている。それには、どうしても、この省令の改正をしなければいけない。その上で、予算がたくさんかかるから難しいとしてしまうのではなくて、予算がどれだけかかるのかを先ず明らかにすることが大事である。

(渡海臨時議員) 局長同士でやらせないで、必要なことがあれば舛添臨時議員と私でしっかりと話をする。作業は、既に進んでいる。

(丹羽議員) そのときに、先ほどから出ていますように、この提案にある「こども交付金」について、両省の今の予算を合体してやったときに、一体、どれだけの追加の予算が要するのか。どれだけのお金がかかるのか。それが1億円なら可能かも知れないが、1,000億円だと、「少し待ってくれ」ということになるだろうから、そのシミュレーションはやはりしておく必要がある。

(舛添臨時議員) ルールを決めると予算額が出るということなので、それは両大臣でやってみます。

(大田議員) それは、いつごろを目処に検討するのか。

(渡海臨時議員) できるだけ早期に、民間のスピードでやる。

(大田議員) 年内に結論を得るということになるか。

(丹羽議員) 地方分権改革推進委員会の方からは、平成20年度中ということで要望している。

(町村議員) 舛添臨時議員・渡海臨時議員提出資料「認定こども園制度について」の3ページ目に、改善方策は夏を目途にまとめると書いてある。

(丹羽議員) 実施に着手するのが20年度中であるから、改善方策は勿論、夏ぐらいとなる。

(渡海臨時議員) この部分は幾らあるかは、計算したら分かるのではないか。

(舛添臨時議員) 早急に計算させる。

(大田議員) ここに書いてある「改善方策について夏頃を目途にとりまとめ予定」「直ちに着手できるものは夏を待たずに実施」というのは運用改善策である。総理からも、「年内には保育に係る規制改革を」ということであつたので、是非、お願いしたい。

(上川臨時議員) 認定こども園については、待機児童解消や地域の子育て支援の推進において大きな役割を果たすものである。御議論があったとおり、認定件数が1年前の94件から229件まで増加はしてきたものの、過去に都道府県に対して申請見込みを調べた際に把握された2,000件には大変大きな開きがあるという状況である。

先ほど、舛添臨時議員からの説明の中にも、この施設を利用した保護者の8割近くは大変高く評価をしているということであり、教育と保育の機能が一体となった子どもの健やかな育ちに資する施設として、今後もその普及に努めてまいりたい。

今、具体的な課題ということで、厚生労働省、文部科学省、両省の実態調査結果を踏まえた検討によって、今後、具体的に明らかにされる予定ということであるが、「助成面でのメリットが少ない」とか、「交付金の申請窓口が分かれている」という現場の声も聞こえてくる。利用した保護者の評判がよいにもかかわらず、制度が普及しない要因については、こうした運用面の問題も含め、更に制度面の工夫が大変大事である。

両大臣の検討においては、適宜報告を受けて意見を申し上げるとともに、重点戦略の具体化の一環として行う点検・評価の枠組みにおいてもしっかりと検証を行い、その結果を反映させることなどを通じて、認定こども園が利用者にとっても、サービス提供者にとっても使いやすいものとなるように、また、同時に子どもの健やかな育ちに資する施設として根付くように、その改善努力に尽力してまいりたい。

(大田議員) 手続き面だけではなくて、この補助金も含めて、制度を一本化するという方向でお願いしたい。

(福田議長) 保育サービスを充実させることは、少子化の観点からも、女性の社会への参画を拡大するためにも重要である。現在の認定こども園というのは、役所の縦割りを子どもに押しつけている感じがする。幼稚園と保育園の一元化という当初の目的に立ち返って、民間議員から提案のあったこども交付金を含めて、利用する子どもの立場に立った抜本的な解決策を関係閣僚によって早急に検討していただきたい。

(大田議員) 夏ごろを目途に協議会で検討いただき、また諮問会議で議論させていただきたい。

第1次勧告 ～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～（抄）

平成20年5月28日
地方分権改革推進委員会

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

(1) 暮らしづくり分野関係

【幼保一元化・子ども】

急速な少子化、男女共同参画、就業構造の変化等のなかで、幼児教育・保育に対するニーズが多様化し、幼保一元化の方向が求められている。こうしたなか、幼保一元化の方策として「認定こども園」が導入されたが、平成20年度当初現在で全国229カ所の設置にとどまっている。認定こども園制度については、地方から制度が複雑であるなどの問題指摘があり、その改善を早急に実施する必要がある。

また、保育所への入所が「保育に欠ける」要件のみで決まるという「措置」的な性格を見直すなどにより、保育サービスの提供について地方の自由度を拡大し、地方自治体が地域の実情に応じ子育て支援策を実施できるようにすべきである。

放課後子どもプラン推進事業は、平成19年度に文部科学省と厚生労働省の事業の国庫補助金交付要綱を一本化して創設されたが、両事業には対象児童、最低実施日数などの差異があり、現場における円滑な事業実施に支障をきたしている。

〔厚生労働省・文部科学省関係〕

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。
- 保育所について、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等についての総合的な検討に着手し、平成20年中に結論を得る。
- 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」について、両事業の統合も含めたさらなる一本化の方向で改善方を検討し、平成21年度から実施する。